

Agrarian Problems in the Period of postwar Reforms

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10731

戦後改革期農業問題の構造

——『埼玉新聞』農業関係記事の分析——

西田美昭

一 はじめに

今日では、農業問題を農業内の諸条件からのみ論ずることができないということは自明の事柄に属するであろう。わが国の穀物自給率三二%（一九八五年）は欧米諸国と比べて異常に低い数値であるにもかかわらず、米「過剰」が問題となっており、そのことが引金で食糧制度の存廃が問題とされるに至っているが、これも巨大な貿易黒字、対外金融資産の増大に象徴される国内産業構造の変化、国際的分業体制の変化という背景抜きに理解することはできないからである。しかし一方、農業問題である以上、農家経済をはじめとする農民が日々直面している諸問題を捨象できないこともいうまでもない。むしろこうした農民が直面している諸問題に、マクロ的見地からみた産業構造の変化や経済政策の方向、さらには国際的経済関係の変化が、いかに反映しているかを見定める中で、今日の農業問題の性格

も論じられる必要がある。

本稿ではかかる方法的反省をふまえ、戦後改革期の農業問題の性格を改めて論じてみたい。改めてというのは、戦後農地改革によって創出された自作農体制が大きな変容を余儀なくされており、さらには日本農業の産業としての位置付も大きく変化させられようとしている今日、戦後日本農業の出発点である戦後改革期に焦点を当て、農民・農村に日々生じた諸問題をトータルに把えつつ農業問題の性格を論じることが緊要と考えられるからである。かかる作業なしに、今日の農業問題の歴史的な性格を把握することは困難であろう。

こうした見地から戦後改革期農業問題をめぐる研究史を振り返るとき、われわれは、研究史の著しい「偏り」と「分断」を確認しないわけにはいかない。すなわち「偏り」についていうなら、この時期の農業問題を論じた論稿は、質・量ともに農地改革をめぐるものが圧倒的であったことである。⁽²⁾戦前日本農業の基柢として存在していた地主的土地所有が、農地改革によってどうなるか、また、そのことにより日本農村の性格がどうなるかという関心は、戦後改革全体としての性格と直接かかわることであり、その限りで正当な関心といわなければならない。しかし、農地改革だけが当時の農業問題であったわけではないこともいうまでもない。むしろ、結果としてほとんど完全なまでに農地改革が貫徹され、その同じ時期に農民運動が沈衰し農協等の農政運動がこれによって代っていったという事実を考えるとき、農家経済を含めた農民が当面する諸問題の農民自身にとっての意味が、いかなるものであったかという考察をわれわれに要求しているといえよう。

では、農民が当面する諸問題とは何か。後に示すようにそれは様々な問題を含むが、その最大のものには食糧供出問題であったと思われる。ところが研究史をみる限り、この問題への本格的な研究は極めて少ないのである。⁽³⁾しかも、われわれの関心からして問題なのは、この食糧供出問題研究が、最大の研究史の蓄積を誇る農地改革研究とほとんどリンクされることなくいわば「分断」された形で行われてきたことである。时期的にも戦後食糧危機の展開とその解消という過程は、農地改革の立案・実施の過程とほぼ重なっている以上、農地改革と食糧問題との関連を問うという視角がどうしても必要であろう。

事実、一九四五(昭和二〇)年二月五日の第八十九回帝国議会衆議院本会議において、農地調整法中改正法律案(第一次農地改革案)の提案理由説明に立った松村謙三農相は冒頭、「今日食糧問題が極めて重大デアリマスコトハ、申上ゲルマデモナイ所デゴザイマス」⁽⁴⁾とした上で、「此ノ問題ヲ真ニ解決致シマスニハ、畜ニ眼ノ前ノ問題ヲ処理スルノミデハナク、其ノ由ツテ来ル根本ノ問題ヲ解決シ、之ニ依ツテ堅実ナル農家及ビ農村ヲ育成シ、此ノ基礎ノ上ニ凡ユル食糧問題、農村問題ヲ解決シナクテハナラナイト申スコトハ、大体世ノ一致セル意見デアルト思フノデゴザイマス」⁽⁵⁾と述べ、農地改革が食糧問題解決の「根本」であるとの理解を示した。またこの本会議では「今日農民が最も重圧ヲ感ズルノハ租税デハアリマセヌ、小作料デハアリマセヌ、実ニ供出デアリマス」⁽⁶⁾という発言をはじめ、食糧問題の深刻さを訴えるものが相次いでいる。農地改革自体、食糧問題の根本的解決という問題意識に支えられて出発しているものであり、この両者の相互関連、さらにはこの両者を農民がそれぞれの時期にどう受止めていたかを見定めることは極めて重要であるといわなければならないのである。

そこで本稿では、食糧問題・農地改革を軸とする戦後改革期農業問題の全体的性格把握を行う方法を見出すことを目標に、この時期の農業・農村問題に関する新聞記事を網羅的に検討することとした。すなわち、まず第一に、新聞記事——ここでは、われわれがフィールド⁽⁷⁾としている埼玉県を本拠とする『埼玉新聞』⁽⁸⁾記事——を、①農地改革に関するもの、②供出・配給を中心とする食糧問題に関するもの、③農民運動に関するもの、④農業会・農業協同組合に関するもの、⑤農業経営・農家経済・農村社会情勢に関するもの(以下、農村社会と略)、⑥食糧をめぐる不正・犯罪

に関するもの、⑦農地開拓に関するもの、⑧新聞論説、⑨その他、に分類し、全体の記事量とそれぞれの項目の比重の推移とその意味を検討する。そして第二に、記事内容から各項目間のそれぞれの時期における関連を把握し、その関連の仕方の特徴を検出する。第三に、各項目毎に問題の内容とその性格の変化を考察する。そして最終的には各時期毎の農業問題の性格を示すとともに、戦後改革期農業問題把握の方法を今後の分析に備えて仮説的に示すこととしたい。

もころん、こうした新聞記事の分析には大きな限界があることはいうまでもない。第一に、記事量とその比重といっても、あくまでも記事の本数についてのそれであり、記事の大・小は無視されていることである。また記事量の多少は、必ずしも現実の問題比重の多少を正確に反映しているとは速断できず、あくまでも一つの指標に過ぎないのである。第二に、新聞記事である以上、記者・デスクの判断というスクリーンを通過したものであるという限界はまぬがれない。実際、『埼玉新聞』の場合、本社のある浦和を中心とする埼玉地方に記事自体が偏っているのも事実であり、記者の目自体の限界があることは否定できないのである。また、当時の新聞が、占領政策をはじめとする政策意図を意識的に宣伝する媒体となっていたことにも注意する必要がある。記事の大小・多寡が、こうした編集意図にも規定されていたことは無視しえないのである。

第三に、記事を採集するわれわれの限界についても触れておく必要がある。すなわち記事の採集は、その基準について密接な打合と意思統一の下に行ったが、それでも六人の目が完全に同一の機能を果たすことは不可能である⁽⁹⁾。記事採集基準の人による多少のズレは避け難いといわなければならない。

しかし以上のような限界にもかかわらず、われわれは四、七三二点に及ぶ新聞記事の大量観察には意味があり、それに基づく一定の問題提起を行うことは可能であると考えている。研究史が農地改革研究に著しく偏っており、かつ他の食糧問題等との関連で論じられることが少なかった現実を踏えるならば、一定の農業問題についてのリアリティを示す新聞記事の大量観察に基づき、農業問題把握のための方法を仮説的に示すことは意味のないことではないであろう。したがって本稿の課題は、この方法を探ることにあることを重ねて強調しておきたい。

二 戦後改革期農業問題把握のための時期区分

ここで対象とする時期は、敗戦の一九四五年八月から農地改革が基本的に完了するとともに、食糧危機もほぼ完全に解消し、政治・経済情勢も新たな展開をみせ始める一九五〇年六月までである。この時期は、まさに戦後改革期という激動の期間であり、長期的トレンドを観察した上で大局的に時期区分する通常の経済史的手法には馴染にくい時期である。そこでここでは、農業・農村問題関係記事という限定を付しつつ、記事量・比重・内容を吟味することにより、一定の時期区分を仮説的に提示しておきたい。

表1は、先の分類に従い項目別時期別記事の推移を示したものである。まず確認しなければならないことは、全期間を通して供出・配給という食糧問題関係記事が一九六二件(四一・五%)で断然トップを占め、これに農地改革六三六件(一三・四%)、不正・犯罪六一八件(一三・二%)、農業経営・農家経済・農村社会五六三件(一一・九%)、農民運動三三三三件(七・〇%)、農業会・農協三二六件(六・七%)が続く形となっていることである。したがって、第三位の不正・犯罪が一般犯罪を含まず、食糧をめぐるものであることを考えれば、農業問題関連記事の過半は、食糧問題であったといえるのである。戦後改革期の全期間を通して食糧問題関係記事が主軸を占めることは、農業問題の焦点が奈辺にあったかを十分示唆しており注目しておく必要がある。

表1 項目別時期別記事の推移

	農地改革 ①	供出・配給 ②	農民運動 ③	農業会・農協 ④	農村社会 ⑤	不正・犯罪 ⑥	開拓 ⑦	論説 ⑧	その他 ⑨	計
1945. 8-9	(2.8) 3	(57.4) 62	(1.9) 2	(1.0) 1	(26.9) 29	(3.7) 4	(2.8) 3	(3.7) 4		(100.0) 108
10-12	(8.8) 3	(38.2) 13	(2.9) 1	(2.9) 1	(23.5) 8	(11.8) 4	(11.8) 4			(100.0) 34
1946. 1-3	(5.8) 12	(47.6) 99	(10.1) 21	(8.2) 17	(8.6) 18	(8.2) 17	(2.4) 5	(5.8) 12	(3.4) 7	(100.0) 208
4-6	(4.1) 17	(45.8) 192	(7.2) 30	(2.4) 10	(8.1) 34	(26.7) 112	(2.6) 11	(2.4) 10	(0.7) 3	(100.0) 419
7-9	(8.4) 26	(54.7) 169	(9.7) 30	(3.2) 10	(9.7) 30	(11.3) 35	(1.0) 3		(1.9) 6	(100.0) 309
10-12	(27.2) 59	(47.9) 104	(15.7) 34	(3.7) 8	(1.4) 3	(1.4) 3	(1.8) 4	(0.5) 1	(0.5) 1	(100.0) 217
1947. 1-3	(28.5) 110	(31.9) 123	(13.0) 50	(3.6) 14	(10.1) 39	(5.7) 22	(3.1) 12	(3.1) 12	(1.0) 4	(100.0) 386
4-6	(30.1) 62	(31.1) 64	(4.4) 9	(0.5) 1	(21.4) 44	(7.3) 15	(1.9) 4	(3.4) 7		(100.0) 206
7-9	(18.5) 35	(28.6) 54	(20.6) 39	(5.3) 10	(8.5) 16	(10.1) 19	(2.6) 5	(3.2) 6	(2.6) 5	(100.0) 189
10-12	(30.9) 38	(17.9) 22	(13.0) 16	(18.7) 23	(2.4) 3	(12.2) 15	(1.6) 2	(3.3) 4		(100.0) 123
1948. 1-3	(11.0) 46	(49.8) 209	(2.9) 12	(7.9) 33	(7.9) 33	(11.4) 48	(1.7) 7	(5.5) 23	(2.1) 9	(100.0) 420
4-6	(15.8) 76	(26.2) 126	(4.6) 22	(11.2) 54	(16.8) 81	(22.0) 106	(0.4) 2	(2.9) 14		(100.0) 481
7-9	(10.7) 42	(27.9) 110	(6.3) 25	(16.2) 64	(18.0) 71	(15.0) 59	(1.3) 5	(3.6) 14	(1.0) 4	(100.0) 394
10-12	(4.7) 17	(47.7) 173	(4.7) 17	(3.9) 14	(11.0) 40	(24.5) 89		(3.6) 13		(100.0) 363
1949. 1-3	(8.3) 11	(63.2) 84	(1.5) 2	(5.3) 7	(12.0) 16	(3.0) 4		(6.0) 8	(20.8) 1	(100.0) 133
4-6	(5.8) 6	(49.5) 51	(2.9) 3	(5.8) 6	(12.6) 13	(8.7) 9	(2.9) 3	(11.7) 12		(100.0) 103
7-9	(20.6) 40	(37.6) 63	(5.2) 10	(4.6) 9	(11.3) 22	(7.7) 15		(12.9) 25		(100.0) 194
10-12	(5.5) 14	(50.4) 129	(2.7) 7	(7.0) 18	(18.8) 48	(5.1) 13	(1.2) 3	(8.6) 22	(0.8) 2	(100.0) 256
1950. 1-3	(7.6) 12	(61.4) 97	(1.9) 3	(3.2) 5	(8.9) 14	(15.8) 25		(1.3) 2		(100.0) 158
4-6	(22.6) 7	(25.8) 8		(35.5) 11	(3.2) 1	(12.9) 4				(100.0) 31
合計	(13.4) 636	(41.5) 1,962	(7.0) 333	(6.7) 316	(11.9) 563	(13.1) 618	(1.5) 73	(4.0) 189	(0.9) 42	(100.0) 4,732

(注) 『埼玉新聞』記事より集計・分類

次に記事量の推移であるが、表1からもあきらかなように四つのピークが存在する。第一のピークは一九四六年四月十六日、第二のピーク四七年一―三月、第三は四八年四月十六日、最後のピークは四九年一〇―十二月である。そこで、このピーク時における項目別記事比重を測定しつつ、農業問題の焦点とその構造の違いを概括的にあきらかにしておきたい。

一九四六年四月十六日の第一のピーク時の記事で最大の比重を占めるのは供出・配給関係であり、四五・八%にもなる。これについて不正・犯罪の二六・七%が大きく、ついで農村社会八・一%、農民運動七・一%となり、農地改革は四・一%を占めるにすぎないのである。五月一九日の食糧メーデーを引合に出すまでもなく、この時期は食糧問題の深刻さを反映し、農村関係の紙面はほぼ食糧問題一色に塗りつぶされたといっても過言ではない。

一九四七年一―三月のピーク時の記事内訳は、比重は落ちるものの依然として供出・配給関係が三二・九%でトップを占めることに変わりはない。しかし注目しなければならないことは、第二位に農地改革関係の二八・五%、第三位に農民運動関係の一三・〇%が入っていることである。第二次農地改革実施を目前に控え、農地委員選挙(前年二月に第一回の市町村農地委員選挙、四七年二月には都道府県農地委員選挙実施)を中心に農民の関心が農地改革に大きく向っていたこと、農民運動も食糧供出問題・農地改革を軸にその指導力を発揮すべく活性化しつつあったこととの反映であった。

第三のピークは複雑である。供出・配給関係記事はトップの座を守りつつも二六・二%にとどまり、不正・犯罪二二・〇%、農村社会一六・八%、農地改革一五・八%、農業会・農協一一・二%と多様化し、その中で農民運動関係記事が四・六%に凋落しているのが目立つ。この時期は農地改革が順調に進行し大勢が決まりつつあった。また食糧問題も依然として危機的様相を示しつつも、輸入食糧の増大、報償物資を媒介とする供出・生産の有機的関連の強化は

かられ、明るい展望が見えはじめた。不正・犯罪の性格も後に検討するように、絶対的食糧不足下のそれとは異なり、食糧に多少の余裕ができる中でそのヤミの横行という性格に変化し、農村社会状況を示す記事も、生産確保それ自体から農家経済の動向へと関心が移る。農業問題の構造が変化する中で、農民運動が退潮し農業協同組合運動が台頭する。

第四のピークである一九四九年一〇—一二月には、供出・配給問題が五〇・四％と再び過半を超える勢いとなる。しかし、内容的には食糧危機下のそれとは異なり、食糧需給緩和の下での供出・配給問題であることはいうまでもない。これについて農村社会の一八・八％、農協の七〇％が続くが、農村不況を示す記事が多くなり、農業問題の局面転換が見られるといえよう。

以上四つの記事量からみたピークの性格の違いをふまえ、仮説的に以下の時期区分をとり分析を進めることとした。

- 第一期 一九四五年八月—四六年六月 —— 食糧危機 ——
- 第二期 一九四六年七月—四七年三月 —— 農村政治危機 ——
- 第三期 一九四七年四月—四八年六月 —— 農地改革の進行 ——
- 第四期 一九四八年七月—五〇年六月 —— 食糧危機からの脱出 ——

三 敗戦直後の農業問題 一九四五年八月—四六年六月

—— 食糧危機 ——

食糧の絶対的不足という事態は、敗戦前後からすでに深刻な状況を呈していたが、それが危機的様相にまで高まっ

たのは一九四六年五月からであった。その象徴的現われが五月一九日の皇居前広場で二五万人を集めて開かれた飯米獲得人民大会（食糧メーデー）であったが、事実主要食糧の供給高は一月の八二八万石（米換算）、四月の七八八万石から五月には六六四万石（七月にはさらに下って四一四万石）に低下し、東京都の配給実績でも、一月には二七万石あったものが五月には最低の一八万石に低下し、遅配も一四・三分とほぼ半月分に及んだのである。¹⁰⁾

『埼玉新聞』より供出・配給関係の記事を項目別、時期別に整理した表2によっても、四六年一—三月期から記事量が増加し、四—六月期にピークに達するとともに、「供出不応・強権発動」という緊張した場面を伝えるものも急増していることがわかる。もちろん配給関係記事も増大するが、埼玉県は全国の中でも最も遅配が少ない県であったという特殊性もあって、記事量は極めて少なくなっている。¹¹⁾そこで供出関係記事を中心にその内容の推移を追ってみたい。

まず敗戦の四五年中の記事では、一二月になって「二十年産米の供出難航」（二月六日、以下12・6というように略）という記事がみられる他は、供出の「好調」を伝えるものが圧倒的に多く、「端境期の食糧は大丈夫」（9・7）という記事もみえることである。結果的に四五年産米は、肥料・農機具の不足・天候不順により、前年産米より三割以上の大減収となり、それが四六年の食糧事情を極端に悪化させた¹²⁾とされているが、供出促進や輸入食糧の懇請のためのやや過大な公式発表であった可能性は否定できないと思われる。第二の特徴は、「命令から話し合いへ」（8・27）、「目標指示、あとは農民に任せよ」（9・2）、「麦と馬れいしょ供出、あと一息のところ、現地の深い理解を要望」（9・16）「秋冬作総合作付の再検討、机上計画一歩も出ず、農民は受けつけぬ」（10・1）という、供出における農民の主体性を強調した記事がかなりあることである。戦時中の「勝ツタメ」の有無をいわせぬ供出から、いわゆる「納得供出」への変化を表わしており、制度的には「昭和二十年産米供出要綱」（四五年一〇月二三日）に基づき食糧供出委員会の

表2 供出・配給関係記事の推移

	供出額当 および進 捗状況	供出促進 および進 捗状況	供出不応 および強 権発動	リンク供 出および 超過供出	供出基準・ 価格・機構	供出計	配給計画 および進 捗状況	還元米お よび農業 資材配給	配給基準 および機 構	配給計	その他	計
1945. 8-9	(47.7) 31	(21.5) 14	(6.2) 4	(3.1) 2	(6.2) 4	(84.7) 55	(3.1) 2		(10.8) 7	(13.9) 9	(1.5) 1	(100.0) 65
10-12	(69.2) 9	(7.7) 1		(7.7) 1	(7.7) 1	(92.3) 12					(7.7) 1	(100.0) 13
1946. 1-3	(45.0) 45	(19.0) 19	(17.0) 17	(11.0) 11	(5.0) 5	(97.0) 97		(2.0) 2	(2.0) 2	(1.0) 1	(100.0) 100	
4-6	(36.9) 66	(16.2) 29	(14.5) 26	(6.7) 12	(8.4) 15	(82.7) 148	(7.3) 13	(4.5) 8	(3.9) 7	(15.7) 28	(1.7) 3	(100.0) 179
7-9	(58.4) 97	(9.6) 16	(3.6) 6	(9.0) 15	(4.8) 8	(85.4) 142	(6.6) 11	(3.6) 6	(0.6) 1	(10.8) 18	(3.6) 6	(100.0) 166
10-12	(68.3) 71	(7.7) 8	(4.8) 5	(8.7) 9	(1.0) 1	(90.5) 94	(2.9) 3	(2.9) 3		(5.8) 6	(3.8) 4	(100.0) 104
1947. 1-3	(30.8) 41	(14.3) 19	(6.0) 8	(34.6) 46	(3.0) 4	(88.7) 118	(3.8) 5	(3.0) 4	(3.0) 4	(9.8) 13	(1.5) 2	(100.0) 133
4-6	(40.0) 24	(8.3) 5	(15.0) 9	(45.0) 9	(6.7) 4	(85.0) 51		(6.7) 4	(3.3) 2	(10.0) 6	(5.0) 3	(100.0) 60
7-9	(51.0) 26	(7.8) 4	(5.9) 3	(11.8) 6	(9.8) 5	(86.3) 44	(2.0) 1	(2.0) 1		(4.0) 2	(9.8) 5	(100.0) 51
10-12	(53.8) 7	(46.2) 6				(100.0) 13						(100.0) 13
1948. 1-3	(41.8) 74	(24.3) 43	(13.6) 24	(5.1) 9	(4.0) 7	(88.8) 157	(2.3) 4	(5.1) 9	(1.7) 3	(9.1) 16	(2.3) 4	(100.0) 177
4-6	(50.0) 52	(11.5) 12	(6.7) 7	(7.7) 8	(5.8) 6	(81.7) 85	(8.7) 9	(1.9) 2	(4.8) 5	(15.4) 16	(2.9) 3	(100.0) 104
7-9	(68.0) 66	(10.3) 10	(2.1) 2	(2.1) 2	(2.1) 2	(84.6) 82	(2.1) 2	(5.2) 5	(6.2) 6	(13.5) 13	(2.1) 2	(100.0) 97
10-12	(44.1) 67	(14.5) 22	(4.6) 7	(5.9) 9	(17.1) 26	(86.2) 131	(3.3) 5	(3.9) 6	(3.3) 5	(10.5) 16	(3.3) 5	(100.0) 152
1949. 1-3	(23.9) 16	(31.3) 21	(35.8) 24	(9.0) 6		(100.0) 67						(100.0) 67
4-6	(31.0) 13	(23.8) 10	(2.4) 1	(9.5) 4	(7.1) 3	(73.8) 31	(2.4) 1	(21.4) 9	(2.4) 1	(26.2) 11		(100.0) 42
7-9	(45.1) 32	(22.5) 16	(1.4) 1	(12.7) 9	(11.3) 8	(93.0) 66		(1.4) 1		(1.4) 1	(5.6) 4	(100.0) 71
10-12	(69.6) 87	(17.6) 22	(2.4) 3	(3.2) 4	(2.4) 3	(95.2) 119		(1.6) 2		(1.6) 2	(3.2) 4	(100.0) 125
1950. 1-3	(40.4) 42	(19.2) 20	(19.2) 20	(9.6) 10	(4.8) 5	(93.2) 97	(1.9) 2		(3.8) 4	(5.7) 6	(1.0) 1	(100.0) 104
4-6				(57.1) 4	(42.9) 3	(100.0) 7						(100.0) 7
合 計	(47.3)866	(16.2)297	(9.1)167	(9.6)176	(6.0)110	(88.2)1,616	(3.2)58	(3.3) 60	(2.6) 47	(9.1)165	(2.7)49	(100.0)1,830

(注) 1) 表1の数値と若干異なるが、作業の過剰で分類に不備があるためである。後日再集計を望みたい。

設置、「食糧危機突破主要食糧供出対策」(四六年六月二八日)による食糧調整委員会への改組・拡充という生産者代表の供出への意思表示の保障につながるものである。しかし注意しなければならないことは、「納得供出」が結果的に強権発動にもかかわらず供出率を下げ、農家保有量を一定程度増大させ、これが開取引の基礎にもなったという点である。地域的には農村ですら食糧が逼迫し深刻な状況が生れていたことは疑いないが、敗戦により農民の供出意欲が著しく低下したことも争えない事実であった。

食糧事情の悪化が明日となった一九四六年に入ると、記事のトーンは一変する。一月一八日には「食糧管理の強化に関する件」が閣議決定され、これに基づき二月一七日には食糧緊急措置令が公布即日施行され、供出阻害者に対して強制収用命令(強権発動)を出すことができるとされたのである。記事も「供米不振の場合強制買上も実施」(1・15)「履行せぬ公約に政府の信用は零——強発に農民は反発的——」(1・22)、「主要食糧管理に強発」(2・11)、「強発か供出か」(3・3)、「強発は恥だ」(3・16)、「供出「強権」ではダメ」(3・21)というように強権発動を巡るものが多くなり、遂に三月二〇日には「八条村に強発——六七名の未供出者——」という記事が出る。また「供米七割達成も難しい」(1・23)というように供米不振を報ずる記事も目立ち、「供米忌避二七〇〇名——事情調査の上嚴重取締り」(2・19)というように供出不応者がかなりいることがしばしば報じられている。この時期農民は、供出が食糧事情の悪化から急務であることを認めつつも、強権発動という強硬手段には、かなり反発し、供出忌避の傾向を生んでいることが伺えよう。

しかし四月以降、強権発動は猛威をふるう。「新穀集に狂奔——強権に大慌ての悪農組」(4・6)、「悪農の烙印、強権遂に発動」(5・4)、「埼玉管内に強発」(6・1)、「杉戸町にも強発」(6・4)というように強権発動に関する記事が六月一杯続く。そして、供出不応者はこの段階ではすべて「悪農」とされ、「悪農に鉄槌を、完納農家の声」

表3 食糧不正・犯罪関係記事の推移

		聞	食糧盗難	野荒し	汚穢 職 洗	隠匿 退蔵	買出し	食糧ブロー カー取締り	その他	計
1945.	8-9	(50.0) 2	(25.0) 1	(25.0) 1						(100.0) 4
	10-12	(50.0) 2	(50.0) 2							(100.0) 4
1946.	1-3	(43.8) 7			(43.8) 7	(12.5) 2				(100.0) 16
	4-6	(8.8) 10	(25.7) 29	(15.0) 17	(17.7) 20	(18.6) 21	(8.0) 9	(1.8) 2	(4.4) 5	(100.0) 113
1947.	7-9	(33.3) 11	(18.2) 6		(30.3) 10	(6.1) 2	(9.1) 3	(3.0) 1		(100.0) 33
	10-12	(33.3) 1			(66.7) 2					(100.0) 3
	1-3	(40.9) 9	(4.5) 1		(13.6) 3		(22.7) 5	(13.6) 3	(4.5) 1	(100.0) 22
1948.	4-6	(57.1) 8				(21.4) 3	(7.1) 1	(14.3) 2		(100.0) 14
	7-9	(30.0) 6	(5.0) 1		(35.0) 7	(10.0) 2	(10.0) 2		(10.0) 2	(100.0) 20
	10-12	(15.4) 2			(76.9) 10				(7.7) 1	(100.0) 13
	1-3	(18.4) 9	(10.2) 5		(12.2) 6	(30.6) 15	(4.1) 2		(24.5) 12	(100.0) 49
	4-6	(18.4) 18	(5.1) 5		(22.4) 22	(6.1) 6	(6.1) 6	(34.7) 34	(7.1) 7	(100.0) 98
1949.	7-9	(11.7) 7	(3.3) 2		(31.7) 19	(5.0) 3	(5.0) 3	(35.0) 21	(8.3) 5	(100.0) 60
	10-12	(21.5) 20	(14.0) 13		(11.8) 11	(6.5) 6	(3.2) 3	(35.5) 33	(7.5) 7	(100.0) 93
	1-3	(25.0) 1			(25.0) 1	(25.0) 1		(25.0) 1		(100.0) 4
	4-6	(33.3) 3	(11.1) 1		(44.4) 4				(11.1) 1	(100.0) 9
	7-9	(26.7) 4			(26.7) 4			(20.0) 3	(26.7) 4	(100.0) 15
1950.	10-12		(8.3) 1		(8.3) 1	(8.3) 1		(75.0) 9		(100.0) 12
	1-3	(24.0) 6	(4.0) 1		(20.0) 5			(48.0) 12	(4.0) 1	(100.0) 25
	4-6				(50.0) 2				(50.0) 2	(100.0) 4
合 計	(20.6) 126	(11.1) 68	(2.9) 18	(21.9) 134	(10.1) 62	(5.6) 34	(19.8) 121	(7.9) 48	(100.0) 611	

(注) 前表に同じ。

(6・9) という記事にみられるように、強権発動に反発する声は消されている。同時に、「雑穀常食で頑張る」(5・11)とか、「農民の義養、悪元配給表返上」(6・2)、「乏しきを頒ち飢える都民へ」(6・8)、「東京へ床蓆五〇万疋、無償で出荷」(6・10)という「美談」が多く登場する。全国的にみた食糧危機の深刻化という事態が、紙面を強権発動を含む供出問題一色に塗りつぶさせたといえよう。

次に、この時期一番目に比重の高い食糧をめぐる不正・犯罪の記事の検討を行いたい。表3は、食糧をめぐる不正・犯罪関係記事の推移を示したものであるが、食糧危機が深刻化する一九四六年四月六月に不正・犯罪が集中していることがわかる。しかもその内容をみると、食糧盗難に関するものがトップを占め、野荒しも相当数あることが特徴である。例えば、「少年犯罪数全国三位の汚名、大半は食べものの盗み」(4・19)、「生活難から盗む、明戸村農業会の玄米泥捕る」(5・11)、「盗難は食糧ばかり」(5・18)、「血と汗の結晶を横取る、野荒し職滅に峻厳な対策を望む」(6・7)、「糞泥二件」(6・8)、「新じゃが狙ふ野荒し、岩槻署滞員の盛況、もってこいの月明り」(6・15)、「食糧の盗難激増」(6・23)という記事が続いており、せつば詰って弊などを盗む犯罪が激増していることを示している。明日の食物に困るという食糧の絶対的不足下での犯罪であることがみてとれる。

次に多いのは強権発動と絡む、主食の隠匿・退蔵と農業会などの食糧横流しである。主な記事を挙げただけでも、「A村農業会専務理事の隠匿発覚、諸巨俵炭と換える」(4・1)、「供米一石七斗を横流し、不正申告の悪質違反で檢舉」(4・29)、「肥料欲しさに忍農業会役員米横流し」(5・9)、「供出の甘藷小麦を流用、H村農業会理事檢舉さる」(5・24)、「トラム缶から米、比企郡下でも摘発」(6・2)、「越ヶ谷で摘発米三十俵」(6・13)、「管理麦六十一俵を横領、太田窪農事組合の醜状露見」(6・21)、「強発の彦成村、豚小舎から白米卅数俵」(6・28)という具合である。食糧が絶対的に不足しているだけに、隠匿や横流しの利益は大きく、強権発動絡みで摘発されるものがかなり多数に上

ったのである。しかし、この段階では食糧プロカー摘発に関するものが少ないことに注意しておく必要がある。食糧の絶対的不足という条件の下では、隠匿や横流しが農村で大きな問題となったとしても、プロカーが組織的に活躍する余地は少なかったたのである。

これとの関連で、農村社会の記事をみると、「肥料と米の物交」(5・3)、「交通不便で肥料が来ない」(5・20)、「修繕にも米を要求さる、農機具の入手難」(5・20)、「八里の道を汲取に、昔に還る農家の糞尿汲り」(6・3)、「全農家一合つち持寄り、非農家戦災者に雑炊の給食」(6・25)、「食糧増産に重点、第五次土地改良計画決る」(6・28)等が見立ち、食糧危機↓増産の必要↓そのための肥料・農機具・土地改良が農家にとって切実であったという構図が浮び上ってくる。

さて次に農地改革関係の記事であるが、表4でもこの時期数としては多くないが、土地取上などの地主・小作関係に関するものと、自作農化を自主的に進めた事例を紹介するものを中心である。前者では、「小作地の返還続出、権威ある幹旋機関を急速に設けよ」(45・9・6)、「地代上げねば農地をかへせ」(46・1・7)、「小作人をだまし地代を四倍に上げる」(3・15)、「経営管理で抗争、小作地の取上げに秋久の農民組合」(4・23)、「断水をはかってまで耕地引上げをやる悪差配」(5・10)、「立入禁止を通報、ひどい耕地取上げ、田園へ行けばもう他人が耕作」(6・2)、「米よこさねば小作地返せ、こんどは悪地主」(6・19)というように農地改革必至という情勢の中で、地主の土地取上が始まっていることを報じるものが多い。また、食糧事情の悪化とも関連し、「一俵につき二升の小作料」(3・23)を要求する事例もあり、これが小作人の供出を阻害するので問題だとする記事がみえるのもこの時期の特徴である。後者の自作農創設では、自主的にこれを行おうとする動向に関する記事がみえるのもこの時期の特徴である。23)、「大和町に自作農促進組合」(5・12)、「十町歩の小作地無償で解放、日勝村渋谷農業会長の美筆」(6・11)、「埼

表4 農地改革関係記事の推移

年次	地主・小作関係・小作存続	自作農創設	買収売渡の諸紛争		農地委員会		改革と生産力		農地改革		計		
			都市計画、区画整理	未墾地・公用地・準用地	農地	その他	選挙不正・リコール・解散	その他	耕地整理・交換分合・土地改良	その他		一般	
1945. 8-9	(50.0) 1										(50.0) 1 (100.0) 2		
10-12	(66.7) 2										(33.3) 1 (100.0) 3		
1946. 1-3	(45.5) 5	(18.2) 2									(36.4) 4 (100.0) 11		
4-6	(35.3) 6	(41.2) 7	(5.9) 1					(5.9) 1			(11.8) 2 (100.0) 17		
7-9	(42.3) 11	(26.9) 7		(3.8) 1	(3.8) 1	(3.8) 1					(19.2) 5 (100.0) 26		
10-12	(10.0) 6	(5.0) 3		(6.7) 4	(3.3) 2	(20.0) 12					(25.0) 15 (100.0) 60		
1947. 1-3	(13.2) 14		(2.8) 3	(2.8) 3	(0.9) 1	(31.1) 33	(8.5) 9				(12.3) 13 (100.0) 106		
4-6	(9.4) 6	(10.9) 7	(18.8) 12	(8.6) 3	(4.7) 3	(10.9) 7					(25.0) 16 (100.0) 64		
7-9	(2.9) 1	(34.3) 12		(8.8) 3	(2.9) 1	(11.4) 4	(6.5) 4	(14.0) 9			(22.9) 8 (100.0) 35		
10-12	(2.9) 1	(14.7) 5	(23.5) 8	(8.8) 3	(2.9) 1	(2.9) 1	(2.9) 1	(17.1) 6			(8.8) 3 (100.0) 34		
1948. 1-3	(2.4) 1	(31.0) 13	(9.5) 4	(7.1) 3	(2.4) 1	(2.4) 1	(16.7) 7	(14.3) 6			(7.1) 3 (100.0) 42		
4-6	(2.7) 2	(28.0) 21	(17.3) 13	(13.3) 10	(2.7) 2	(2.7) 2	(6.7) 5	(4.0) 3	(12.0) 9		(4.0) 3 (100.0) 75		
7-9	(5.1) 2	(28.2) 11	(15.4) 6	(15.4) 6	(2.6) 1	(5.1) 2	(17.9) 7				(7.7) 3 (100.0) 39		
10-12	(5.9) 1	(52.9) 9		(5.9) 1			(11.8) 2	(11.8) 2			(11.8) 2 (100.0) 17		
1949. 1-3	(8.3) 1			(33.3) 4			(8.3) 1	(25.0) 3	(8.3) 1		(100.0) 12		
4-6	(16.7) 1				(33.3) 2			(33.3) 2			(100.0) 6		
7-9	(2.6) 1	(5.1) 2						(10.3) 4			(100.0) 39		
10-12		(26.7) 4	(6.7) 1	(9.1) 1				(20.0) 3	(6.7) 1	(6.7) 1	(100.0) 15		
1950. 1-3								(54.5) 6	(9.1) 1	(9.1) 1	(100.0) 11		
4-6								(71.4) 5	(14.3) 1		(100.0) 7		
合計	(9.8) 61	(16.9) 105	(7.7) 48	(6.3) 39	(1.8) 11	(2.7) 17	(13.7) 85	(10.1) 63	(11.8) 73	(5.0) 31	(1.1) 7	(13.0) 81	(100.0) 621

(注) 前表に同じ。

農地改革の必要性も食糧増産との関連で強く意識され、農民運動の課題も供出問題が中心であった。また不正・犯罪の性格も食糧盗難や隠匿・横流しという食糧の絶対的不足という状況に規定された性格のものが主流であった。戦時下の強権的統合から農村民主化へとというドラスティックな政治的環境の変化の中で、食糧危機が進行したのであり、この時期の農業問題の性格把握もこうした大枠を踏えて行なわれる必要がある。

四 農村政治危機下の農業問題 一九四六年七月—四七年三月

——農民運動の高揚——

一九四六年七月以降も食糧不足は依然深刻であった。七月・八月の端境期には、一八四万石にも達する輸入食糧の放出がなければ、都市居住者はその日を食い繋ぐことも不可能であったと思われる。しかし四六年産米および甘しよが豊作であったこと等から、政府は一月から配給量を一人二合一勺から二合五勺に引上げ、国民の食糧不安解消につとめた。もっとも、これによって食糧危機が解消したわけではなく、年明けの四七年一月から三月にかけて主要都市での遅配が再び常態化し、東京では三月の遅配分は一五・八日にも上った。⁽¹⁶⁾このため政府は、四六年産米の供出促進を第一義的課題とし、供出の一〇〇％達成、超過供出の奨励、ヤミの徹底的取締、悪質不供出者の摘発等を内容とする「昭和二十一年産米供米対策要綱」(47・2・28)を閣議決定したのである。

一方この時期は、一〇月に農地調整法改正法律・自作農創設特別措置法が公布され、一二月には市町村農地委員・翌四七年二月には都道府県農地委員の選挙が行われる等、農地改革実施に向けて本格的な準備が進む過程であった。本節では、依然として継続する食糧危機、農地改革実施準備という二つの基本動向の中で農民・農村が如何なる反応

を示すかに注目しつつ、この時期の農業問題の構図を探りたい。

まず依然として最大の記事比重を占める供出、配給関係記事であるが、供出割当と供出進捗状況に関するもの、供出促進に関するもの、それに一九四七年一—三学期の「供米対策」と絡んでの超過供出問題に関するものが大きなウエイトを占める。しかし、前期と著しく異なる点は、供出の好調を伝えるものが圧倒的に多いことである。七・八月の端境期には、「馬鈴薯・麦の供出割当突破」(46・7・8)、「甘藷の作況頗る良い」(8・16)という状況が報じられ、九・一〇月には、「麦・馬鈴薯も予想外の豊作!」(9・4)「川越いも割当外供出二千俵、輸送出来ぬと嬉しい悲鳴」(10・11)、「おいも氾濫の対策決る」(10・15)と報じられている。そして問題の四六年産米の供出についても、「県供米順調、一月中に完納か、最好況は北埼玉の十万余石」(12・27)と伝えられ、翌一九四七年一月末には、「供米ゴール寸前、全国一の成績、完納街道驀進、九九・四%」(47・1・24)、「供米全国のトップで完納、超過供出も来月中旬確実」(1・28)と報じられている。全国的には、一月末で割当の七二・九%の供出率であるから、埼玉の供米は極めて好調であったといえる。⁽¹⁶⁾したがって埼玉の場合は、二月以降焦点が超過供出に絞られていき、「超過供出一割酒造案実現、実施許可本県のみ、県民に及ぼす利益甚大」(2・27)という他県では考えられないような知事提案まで飛び出し、議論が展開されているのである。

もちろん埼玉県といえども問題がなかったわけではない。「供麦初の強権、幸松村惰農に断」(46・10・9)、「供米割当是正を要求」(11・27)、「北埼玉ヶ谷村の供米問題化、役場の手落到農民怒る、割当是正を当局に要求」(47・1・27)、「供出不振地区への方針、県は新対策強行か」(3・14)等の供米割当をめぐるトラブル、供出不振者対策を報ずるものもある。しかし、全国一の供米成績を上げているという埼玉県の特殊性を割引いても、供出好調という論調は前期と著しく異なる点である。全国的には依然として食糧の絶対的不足という食糧危機が継続していたことは事実で

あるが、この時期食糧危機解消への曙光が見えはじめたという変化も正当に評価しておく必要がある。

このことと関連して、この時期の食糧をめぐる不正・犯罪の性格はどう変化したかをみておきたい。まず第一に指摘しなければならぬことは、記事量自体が著しく少なくなることである。そして第二に、内容的には前期の食糧盗難から闇に比重が移っていることである。すなわち、「大がかりな主食の闇検挙」(46・7・28)、「断乎たる処置をとる、悪質な主食の持出し」(47・1・18)、「東武の闇、廿日一斉検挙」(1・22)、「一般の協力で闇屋を追放」(2・28)といった記事が目立つ。もちろん都市では遅配が依然大きな問題であった以上、「余りお腹が空いたので夫婦で薯を失敬、買へない買出部隊の一幕」(7・3)、「手あたり次第米麦二八俵を、四〇女の土蔵破り」(7・6)といった記事もあるが、四六年秋以降はこうした記事がほとんど影をひそめるのである。また前期に引続き農業会の役員などの食糧横流し、横領などの記事もかなりあるが、「大小麦七百六十俵を隠匿か、農組が三芳村農業会の幹部摘発」(8・18)、「農業会長、元村長ら共謀の横流し、米二百俵、麦類三百五十俵」(9・7)、「隠匿米で儲けた金で宴会、とんだ模範村本島の農業会」(11・1)というように、大型・悪質化しているのが特徴である。埼玉の農村地帯に限ってみれば、食糧そのものの絶対的不足という状態はかなり改善され、むしろ多少農家や農業会の手持量が増加したことを基礎に、闇や横流しが横行したと思われるのである。

次にこの時期、急速に記事量が増大し、第二の比重を占めるようになる農地改革関係記事について検討したい。表4に示したように、農地改革関係で最大の焦点は、一二月に執行された市町村農地委員の選挙と翌四七年二月の県農地委員選挙であった。まず一月には、川口市で農地委員会を全市一区として設置するか地区別設置とするかで、農民組合と市側が対立し、「農民組合知事の裁断を要請、全市一区制は農地解放を阻む」(11・26)と報じられている。また、農地委員選挙そのものの結果については、「初の農地委員選挙完了、低調裡に終始す、投票率の最高は地主層」

(12・24)とされたが、選挙後「農委選に異議起る、南埼玉村」(47・1・6)、「農委改選小作層起つ、北武蔵で再選挙早くも十数ヶ所」(1・31)、「市町村の農委再選挙続出か、川俣村(北埼玉)直直し」(2・2)、「改選また改選、採める旭村農委選挙」(2・18)、というように異議申立が続出し、選挙やり直しをしたところも全体の二割にも及んだのである。また二月の県農地委員選挙でも当初「低調」といわれていたが、結果的には投票率は九三%を超え、「日農県連半数獲得十名当選す」(2・25)という情勢となった。農地委員選挙を通して農村の政治的対立が鮮明となり、その中で日農が大きな役割を果たしていることを確認しよう。

農地委員選挙以外で目立つのは、土地取上をめぐる小作争議であった。第二次農地改革実施必至という情勢の下で、「農地改革をめぐる小作争議、一月から二百七十件」(7・27)と多発しており、その中で「物納を強制する、悪地主に断乎鉄槌」(7・13)、「地主・小作人の抗争募る、不法土地引上げに闘う農組」(10・10)、「地主・小作の紛争、殆ど小作人側の勝利、強力に開放の駒を進める農組二百」(10・19)、「小作は団体納め、闇売耕地の公価超過分は返戻、農組遂に地主に勝つ」(11・18)といった農民組合の攻勢・主導で問題を解決していく例が多い。農地改革推進の主体者として農民組合が力をつけ、農村政治情勢を変えつつあったのがこの時期であったと思われる。

しかし同時に注意しなければならないことは、前期にみられた食糧問題・供出問題との関連を意識して農地改革問題を報じたものが姿を消していることである。とりわけ埼玉県では「供出好調」に象徴されるような食糧事情の一定の「好転」がみられたこともあり、農地改革が食糧問題の解決をはかる根本的手段との認識が次第に薄れ、農村民主化の手段という位置付に収斂しつつあったことの反映とみることができよう。

最後に、この時期記事量が多くなる農民運動について検討する。第一に指摘できることは、この時期前期以上の拡がりをもって農民組合の結成が各地で相次いだことである。まさに燎原の火の如く県下に農民組合勢力が拡がって

ったといつてよい。そして第二に、農民組合の活動内容であるが、農地改革問題・供出問題をはじめ様々な闘争課題に積極的に取組んでいることが確認できる。すなわち、農地改革・対地主闘争では「悪地主に対処、岡部農民組合で農地対策委員を設置」(46・8・21)、「飛行場の耕地を返せ、新和村の農組で運動開始」(8・27)、「地主階級に反発、北埼玉農組の闘争活発」(9・13)、「稲を無断で刈取る、悪地主に、日農県連が闘争」(10・2)、「第二次農地開放に対処、農組の結成は倍加、政治運動にも活発、地主との抗争激烈」(11・1)、「農組側の攻勢に辟易、尾田蔭村の地主連、県に泣訴」(11・22)、「第二次農地改革に弱点あり、供米管理の議論も起る、氣勢を挙げた四日の関東農民大会」(12・6)、「悪地主を摘発せよ、大里郡の農民大会、代表が深谷署へデモ」(12・18)、「どのように農民組合が対地主闘争も含めて活発な活動を展開している。また供出問題についても、「供出民主化を目的、東武農民大会を開く」(10・1)、「割当を公開せよ、なだれこむ農組百数名」(10・12)、「赤旗翳し天降り割当反対絶叫、比企供出協議会農組の騒擾で流会」(10・20)、「川俣村農民組合、割当軽減陳情」(10・21)と主として供米割当問題で農民組合が活動していることが報じられ、その他にも、「今直ぐ肥料を、北埼玉の農民代表議会へ陳情」(8・6)、「二百町歩を開墾、本島村農民組合で計画」(10・6)、「区画整理の中止、県南の農民大会で要求」(47・3・1)というように、農民が当面する諸問題にも農民組合が積極的に取組んでいることがわかる。

一九四七年一—三二期には、日農本部の対立を反映して農民組合内部の対立を報じるものが多少でてくるが、「農民団体協議会の脱皮、逞しき新農村建設へ、日農県連・県農業会・農民の大同団結推進」(12・26)、「熊谷の両農組合併」(47・1・20)、「農地解放へ、日農・農協の提携成る」(1・28)というように、むしろ組織の強化・共闘の拡がりを示す記事が目立つのである。こうした日農県連をはじめとする農民組合の各方向にわたる活発な活動が、農民の共感をえてさらに各地で農民組合が設立されるというサイクルを描いて、農村政治状況を変えつつあったのがこの時期であった。

したがってわれわれはこの時期を、農村政治危機の時期と押えておきたい。食糧危機は、確かに継続しているものの、食糧危機解消への仄かな望みがでてくるのがこの時期であり、農業問題がすべて食糧問題を軸に構成される前期とはあきらかに異なる。むしろ、食糧事情の一定の「好転」を支えているのは自分達であるという農民の自負に基づき、農民組合運動は、自信をもって様々な課題に取組んだと思われるのである。反地主闘争・供米民主化闘争・農業会等の不正摘発、さらには農地委員選挙という農村政治地図の色分けに直接かかわる課題を通して、農民は自らの意思を表明し行動に立上った。旧来の農村名望家層を中心とする秩序は、この時期はじめて本格的な播きぶりに会い、農村民主化闘争の標的とされる。次期に展開する農地改革の順調な進行という事態も、この時期の農民組合勢力の急伸による農村政治危機の醸成という前段階があつてはじめて可能であつたと思われるのである。

五 農地改革期の農業問題 一九四七年四月—四八年六月

——農地改革の進行——

この時期の最大の農業問題は、土地所有関係を根本的に変えた農地改革の実施であることが、一般的には予想される。しかし、新聞記事量でみる限り、最大の比重を占めるのは供出・配給という食糧問題であり、農地改革関係記事はそれ程多くないことにまず注意する必要がある。

食糧需給は、前年に多少の「明るさ」が見えてきたとはいえ、依然逼迫した状態にあつたことに変りはない。一九四七年七・八・九月という端境期には、主食持越高が一〇〇万石を割り、⁽¹⁷⁾輸入食糧の大量放出に頼らざるをえなかつ

た。また四八年には、四七年産米の供出が好調で米の供給高は増加したにもかかわらず、放出輸入食糧に前年以上に恒常的に頼らざるをえない状況にあった。⁽¹⁸⁾このため政府は、四七年六～七月には二次にわたる「食糧緊急対策」を策定して、効果は限られていたが縁故米制度⁽¹⁹⁾、救援米制度等を導入して食糧需給の緩和に努め、四八年四月には「主要食糧一割増産運動」を提唱したのであった。しかし、前年と比較して四七年産米、馬鈴薯・米の供出は順調で、輸入食糧と合せた政府の食糧需給操作が容易となり、食糧事情がより「好転」したことは疑いない事実であった。むしろ「逼迫」を基調としつつも食糧危機脱出の見通しを確実にしつつあったのがこの時期であったといえよう。

表2によれば、供出・配給関係記事の中、圧倒的多数は供出割当・進捗・促進に関するものであり、農村では依然として供出を如何に順調に進行させるかが最大の課題であったことがわかる。まず供出割当についてであるが、四七年五月以降雹・晩霜の被害があったこともあり麦・馬鈴薯の割当でもめる。「供出割当の減免を陳情、雹害で全滅の二村から」(47・6・14)というように割当変更を求める動きがあり、埼玉県に対しては「麦芋正式割当決る、麦三八万二三〇〇石、じゃが芋九八一万九〇〇〇貫、何れも当初割当の一割五分減」(6・19)という裁定がでる、しかし、今度は郡市別割当で採め、「机上割当」に爆弾動議、北葛杉戸町農業会怒る」「無理は承知、事情を察せよ、埼玉地方事務所」(7・14)、「割当一割五分削減を陳情、高坂村々長ら」(7・25)という動向が活発となり、八月に入って「じゃが芋割当削減二百萬貫正式に決る、三割を被害地に割振り」(8・2)という形で決着がつく。さらに四七年産米割当についても関東地方は九月にキャスリーン台風で大被害を蒙ったため、「各地の供出割当もめる、食違う反当取量、入間の委員会は流会」(11・15)という状況であった。この割当をめぐる紛糾は四八年も続き、「割当減らせの叫び、片柳長官水災地の実情を見聞」(48・5・13)、「割当に早くも補正」陳情、南埼玉村」(5・19)、「割当加重だ、完納トップの福田村むくれる」(6・16)というような記事が相次ぐ。割当をめぐる問題がクローズアップされたことは

この時期の一つの特徴であったといえよう。

次に供出そのものを巡る記事であるが、供出好調と不振を伝えるものが交錯するのが特徴である。四七年産の麦・馬鈴薯についていえば、「馬鈴薯早くも割当突破(越ヶ谷)」(6・19)、「農民の増産意欲達成さる、早期麦・いも供出完了、割当の二倍に達した麦」(7・5)という記事と、「懸念さる県下表作、供出見込狂う」(6・4)、「じゃがいも完納困難か、二度の雹害崇る」(7・13)という記事が相半ばする。また四七年産米についても、「栢間村水害地初の完納、村長ら一部の反対押切る」(48・1・7)、「倉庫が一杯で供出出来ぬ、北埼玉屈巢村でうれしい抗議」(1・21)という記事がある一方、「水害地供米不振」(1・8)、「水害地区埼玉完納町村僅かに一五」(2・8)という記事が相次ぐ。もっとも四七年産米供出は、台風による水害被害を受けたところが多く、全体としては、「供米期限完納ならず、県仕上の馬力望む」(2・10)、「二九町村に最後の警告、県供米協議会」(2・19)、「完納、市郡は三分の一、強権・摘発も仮借せず」(2・25)という記事が圧倒的多数を占め、結果的には前年と全く逆の「供米全国のしんがり」(3・4)に終わったのである。全国的には、四七年産米供出は前年よりはるかに好調⁽²¹⁾であり、食糧事情は「好転」していたといわなければならないが、埼玉県ではキャスリーン台風の被害が大きく、「供出苦から投身自殺」(5・4)者が出るほどの供出不振にあえぐ所が多かった、という特殊性を考慮しておく必要がある。

こうした埼玉県の供出状況との関連で、不正・犯罪の動向を検討するといかなる特徴がみられるであろうか。この時期最も記事数が多いのは、食糧に絡む汚職・横流しであり、ついで闇・食糧ブローカ取締である。汚職・横流しの例を上げれば、「幽霊人口で特配、農業会が五百俵浮かす」(47・8・9)、「農会役員の横流し、管理麦八七俵」(8・24)、「底知れぬ大ヤミ、収賄横領続々発覚、男衾・花園両農業会事件」(11・23)、「折原村に飛火、農業会大ヤミ事件拡る」(11・28)、「米麦四〇〇俵横流し」(48・3・16)、「M村農業会専務を検挙、不供出と保管米をヤミ流し」(4・10)

というように前期同様の大型犯罪が目につく。また闇や買出・ブローカーについての記事が多いのも特徴で、「闇列車滅滅行、越ヶ谷署で東武全線を強襲」(4・17)、「県下に雪崩れ込む買出部隊、相談に乗る悪農、供出もせず横流し」(6・22)、「闇から闇へ五万貫、増林村に芋成金流出」(7・12)、「多い小口ヤミ屋、半年で千三百石買上げ」(48・4・11)、「ヤミ屋一斉取締り」(4・15)、「四月中のヤミ取締、農家の売込み激増、送検六百五十名、押収二百石」(5・13)、「買出隊蒲生駅を取巻く、日に持出されるじゃが二千俵、悪農に警告、ヤミ売など厳罰」(6・11)、「供出前に新麦が流れる、大がかりなヤミ売発覚」(6・27)という記事が続く。つまり、台風被害などで埼玉の供出は悪かったのであるが、第一期のように絶対的に供出するものがないという状態ではなく、むしろ公定価格の供出を嫌ってヤミに流す、という動きが活発だったことの証左と考えられるのである。事実、「五一俵を押収、悪農一掃に乗出す」(47・5・1)、「退蔵米卅五俵、忍の農業倉庫で発見」(8・5)、「米を隠匿中に捕わる」(48・2・28)、「続々出る隠匿品、四氏宅からトラック二台」(3・4)、「新方村の悪農急襲、肥桶などから米がゾクゾク」(3・15)、「南埼玉村を摘発、所轄署と連絡六千石絞り出す」(4・10)というように摘発すれば物は出てきたのである。割当を巡るトラブル・強権発動の厳しさがこの時期の埼玉農村の一つの特徴をなすが、それは絶対的な食糧の不足を基礎とするというよりは、多少の「余裕」を基礎としているというべきものであった。大量のヤミ売とブローカーの横行がそのことを証明している。

さて、この時期最大の問題であったと思われる農地改革関係記事であるが、先にも述べたように量的にはそれ程多くない。また内容を表4によりみると、当然のことながら買収・売渡をめぐる諸紛争と自作農創設の推進・進捗状況を示すものが断然多く、農地委員会に関するものは選挙がないということもあり、前期程多くない。まず農地改革の進行状況であるが、当初、「埼玉小作地調査遅れる」(47・6・22)、「漸く予定の四割、農地買収前途気遣わる」(6・

28)という状態であったが、「農地改革促進地区会議、北足管下にラミー大尉も臨席」(8・22)というような農地改革促進運動が各地で展開されたこともあり、一〇月には「農地買収七割終る、水田地帯は依然低調」(10・4)という状態に漕ぎ着き、一二月には「農地九割を買収」(12・3)したのである。四七年末には、買収は基本的に完了するという順調さに注目しておきたい。次に売渡してあるが、これも当初難航し、「農地改革、遊休耕地も出現か、買受け拒む農家続出」(48・4・23)、「開放農地をなぜ買わぬ、農業恐慌説に迷う、税金や供出にも心配して」(4・29)という記事が続くが、六月には「農地改革、漸く八割に漕ぎつく、売渡促進の成果」(6・15)という状態となり、農地改革は順調に進行したのである。一年数ヶ月という短期間に農地改革が基本的に買収・売渡し共「完遂」されつつあったことが大きな特徴であったといえよう。

次に、農地改革をめぐる紛争についてであるが、耕作権の判定を行う埼玉県の「農地一筆調査規則」に基づく耕地調査の際の、「自主側、小作代表を殴打、本庄の三・四号地密議会で紛糾」(47・5・17)、「農地不当貸付でもめる、三・四号地審議の序上」(6・6)、「という紛争の他、「農地買収に逆意の訴え、本県で初の提訴」(48・2・8)という農地改革そのものに反対する動きも確認できる。これらは農地改革の本質にかかわる問題であり、重大な意味をもったことはいままでもない。しかし記事量全体でみるかぎり、こうした動きは部分的であり、大きな比重を占めるのは、都市計画・区画整理、さらには未墾地・公用地・軍用地に絡む紛争であった。すなわち、都市計画については、「都市計画遂行か農地開放か、隣接村が糾合して反対」(4・17)、「都市計画と農地解放対立、川越農民組合の運動」(5・4)、「折衷案蹴らる、もみ抜く熊谷の区画整理」(11・18)、「戸田の区画整理も解決、農民側に凱歌」(12・10)、「川越の都市計画、遂に腕力沙汰、農地委員長は辞表提出」(48・4・5)、「蔵駅東口工事に農民抗議、近くの畑を掘り返して盛土」(5・12)というように農地改革との関係で深刻な対立になるものが、熊谷・川越等でみられた。また

未墾地については、「未墾地買収実現を陳情」(47・7・1)のように買収・売渡対象とするよう求めるものが多く、公用地については、「小学校の耕作権はどこへ、失くなる実習用地、所沢吾妻小学の例、田植前に小作といざこざ」(47・6・22)、「実習地を無断買上げ、杉戸農と百間村農委対立」(48・6・7)という実習地の取扱に関するものが目立つ。つまり、このことは、農地の買収・売渡をめぐる地主・小作間の本質的対立が、農地改革実施段階ではすでにほとんどなく、大きな対立となるものは農地改革法の周辺部分で問題となる都市計画や公用地の解放問題であったということの意味している。農地改革が短期に「完遂」しえたことも、こうした状況を前提にはじめて理解しうるのである。

最後に農民運動についてであるが、この時期早くも分裂の気運が高まり、そのことを示す記事が多くなっていることである。すなわち、全国的には一九四七年七月に、三反主義を掲げ日本共産党に反発する平野力三ら日本農民組合の右派が脱退して全国農民組合を結成し、翌四八年四月には日農自体の内部対立から「主体性派」と「統一派」が日農内に形成される。⁽²³⁾

こうした中央での動きは、埼玉県の農民運動にも大きな影響を与えた。とくに四七年の第一次分裂の影響は大きく、「大里東部の日農に分裂気運濃厚」(5・28)、「県北も割れる、日農脱退問題」(7・19)、「割れる日農県連、一切中央の動きがヤマ、松永会長全農参加は確実」(7・24)、「日農の分裂入間郡へ波及、去就に迷う」(8・19)、「乱闘騒ぎ、日農県連、役員選考から内紛爆発」(8・25)というように分裂問題で揺れ、九月には「県下農組分裂の実態、日農四八・全農一三・中立七八、八月末現在本社調査」(9・9)という状態になったのである。もちろん表5に示したように、農民組合の結成や統合を伝えるものもあるが、分裂という動きが基調になったことは疑いない。

次に運動の内容であるが、「大和田農組割当に不満、再調査を要求」(47・8・3)、「顔役地主を葬れ、北足立の片

山村農民憤起」(8・20)、「農組、村政改革に乗出す、もめた新和村」(10・11)、「赤旗押したて稲を刈り取る、耕作権めぐって小作の尻おし」(10・27)というように、前期に引続き供出問題・農地改革・村政民主化に取組む動きが報道され、四八年五月には、「赤旗たてて税務署へ」(5・3)、「川越地区悪税反対大会」(5・20)という税金闘争の展開も報じられている。しかし全体としては農民運動の分裂という中で「水害地区農組運動中断」(47・11・5)という記事にもみられるように、農民運動の勢いが次第に削かれたことは争えない事実であった。食糧危機からの「脱出」の見通しが見えはじめ、かつ農地改革の順調な進行がみられるという環境変化の中で、農民運動はなお従来からの闘争課題を追求しつつも、新たな発展方向を見出せずに混乱を深めつつあったといえよう。

こうした中で、この時期農業協同組合に関する記事が増加する。一九四七年一月の農業協同組合法の公布以前から農協設立の動きが活発化し、「早くも農業協同組合でひともめ、農組対農業会」(8・13)、「農業協同組合発足への悩み、農業会解消で財産、人の処置」(8・16)、「農協組結成の気運」(9・3)、「協同組合結成に敬遠? さる農組、台頭した技術員勢力」(10・23)、「協組結成の前途、日農・全農・農青の工作、三派三様の見解」(10・27)というような記事がかなりある。そして農協法が公布されたときには、「農協組の設立運動活発化、県の一町村一組合方針ゆらぐ、日農・全農・中立三ツ巴、既に三〇ヶ町村が分裂、引渡し準備も進む」(11・20)という記事にみられるように、農民組合勢力も含めて各派が農協設立に向けてのイニシアを巡り鎬を削ったのである。農民組合運動が分裂しつつも、なお勢力を伸長させようかどうかの一つの試練が、この農協設立をめぐる主導権争いであったといえよう。

しかし、こうした農協設立を巡る葛藤は、一部地域で「川越もバラバラ、農協組結成準備会、市域一本に努力」(12・24)、「熊谷は一〇農協組に、保守・急進対立する大里」(48・1・30)、「農協組、飯能と本庄に五組合出来る、「一町村一組合理想揺らぐ」(2・24)というように継続するが、「農協組設立促進会各郡に結成」(47・12・16)「秩父郡

農協組設立活発化」(12・29)、「入間郡坂戸町に早くも農協組」(48・1・31)、「大里地区農協組設立を促進」(3・11)、「農協組の設立順調、役員も新人圧倒的」(4・1)というような農協設立が順調に進んでいることを示すものが圧倒的に多くなり、六月には「農協組結成は、ほ終る。総合三〇六、養蚕一、畜産三」(6・3)となったのである。この時期、農民組合運動が分裂もあって勢力を停滞させたのに対し、後の農政運動の母体となる農協が大きな組織的勢力として各地に順調に設立されていったことは、農業問題の構造が大きな変化を遂げていく一つの表現であったと考えられよう。

一九四六年から四七年初頭にかけての農村政治危機は、供出問題・農地改革・村政民主化等の課題に積極的に取り組む農民組合勢力の前進を基礎にもたらされた。しかし、「農地改革期」は、食糧危機が解消の方向を明確にし、農地改革も順調に進行するという環境変化の中で、農民組合勢力が分裂し、その政治的影響力を減退させる形で農村政治危機は收拾の方向に向う。敗戦直後から最大の農業問題と意識された食糧問題が輸入食糧の放出もあって解決の方向を明確にし、懸案の土地問題も農地改革によって基本的に解決するのがこの時期であり、そのことはとりもなおさず農業問題の構造が変化しつつあったことを示唆していよう。より具体的にいえば農村にとっての食糧問題は、肥料も農機具も不足する中で、少ない生産物を「如何にして多く供出するか」ということから、多少の「余裕」を基礎に「如何にして有利に生産物を処分するか」ということに重点を移行させたのである。また土地問題も自作農化という方向で地主的土地所有が解体され、土地所有をめぐる緊張が基本的に解消する形で解決し、これに代って自作農的土地所有の上に成立した農民経営をめぐる諸問題へと焦点は移行する。その意味では、「農地改革期」は、農業問題が食糧・土地問題から農民経営問題へと移行する画期であったともいえよう。事実、『埼玉新聞』記事に占める「農村社会」の割合はこの時期高まり、内容も「新麦と芋の生産費調査、麦石当り九五〇円余、芋は貫当り三円五十銭、閭耕作では其の三倍」(47・6・14)、「果して不当か世論に聞く、税が高いと農民憤る、畑一反の所得税が二千元」(7・18)、「農家も金につまる。ふえ出した預金引出し」(12・7)、「水害地の農家金に詰る」(48・2・9)、「大里の農村景気に異変、半年で貯金が激減、集めた衣類も交換所へ」(4・28)、「米は最高三三〇円、五月の県下ヤミ物価指数」(5・28)、「田植の手伝いは三食付百五十円」(6・4)というように、価格や税金、農村景気の動向に関するものが顕著に増える。

「農地改革期」は、戦後農業問題転形の画期でもあったことは間違いないところと思われる。

六 まとめに代えて 一九四八年七月以降

——食糧危機・土地問題解消後の農業問題——

一九四八米穀年度から食糧事情は好転し、食糧危機は解消したと評価してよい。もちろん四八年七月には、「食糧確保臨時措置法」を成立させ、供出の事前割当制、農業調整委員会の設置とその委員の公選制を発足させ、供出の促進をはかる。依然として輸入食糧に頼る部分が大い以上、⁽²⁴⁾供出確保・促進は国際的な道義上からも至上課題とならざるをえなかったことは当然であろう。しかし、四八米穀年度からは、端境期の遅配・欠配も解消されるのであり、食糧危機は解消したといつてよい。

こうした状況を反映し、『埼玉新聞』の供出関係記事も量は多いものの、「供出快速調の二合半領、早く引取ってくれ、倉庫は満員嬉しい悲鳴」(48・10・2)、「ぞくぞく供米」(49・10・16)といった供出好調を示すものが圧倒的に多く、四九年はじめの不供出者に関するものも、「摘発に驚いて完納」(3・14)というように、摘発されると出すとい

う性格のものであった。したがって、食糧をめぐる不正・犯罪も、「余裕」のでた食糧を闇で取引するブローカーの取締りに関するものが非常に増えるのが特徴となっているのである。

次に農地改革関係記事も、四九年八月に行われた市町村農地委員の選挙を除けば極めて少ないのが特徴であり、内容的にも「農革・技術的段階へ、分合・区画整理に難点」(48・12・14)、「合理的な交換分合へ、農業経営の集団化を目指す」(49・6・26)という農地改革以後の農業のあり方を示すものに比重が移っているのである。

また農民運動関係記事も、南埼玉郡栢間村での深刻な対立等⁽²⁵⁾を除けばほとんどなく、農協の活動に記事の重点が移行したことは争いえない事実であった。農民組合が社会的勢力として大きく退潮していったことを確認しえよう。

以上の検討より、われわれは以下の点を確認し、今後の「戦後改革期」農業問題の本格的分析に備えることとした。

第一に指摘しなければならないことは、新聞記事分析で示したように、戦後改革期の全期間を通じて食糧問題のもつ意味が極めて大きいことである。食糧危機からその解消へという過程が食糧問題のいかなる性格変化をもたせているのか、そのことは農家にとっていかなる意味をもつのかを本格的に追求することは、当該期農業問題の性格把握をする上での第一級の緊要課題といわなければならない。

第二は、第一の分析を前提としつつ、改めて農地改革の戦後改革の中での位置付の変化をあきらかにすることである。とくに当初農村民主化とともに食糧問題との関連で農地改革が位置付られていたことがあきらかである以上、食糧危機とその解消という過程が農地改革の立案・実施の過程といかなる関連・対応関係にあるかを追求することは、当該期農業問題の構造とその変化を立体的に把握する上で不可欠のことと思われる⁽²⁶⁾。また、農地改革自体に即してみ

ても、地主・小作間の緊張関係が昂まるのは農地改革実施直前であったこと、改革実施過程で社会的問題として大きく取上げられるのは、都市計画や公用地の処分という農地改革法のいわば周辺部分であったという事実を踏まえ、農地改革の歴史的意義を再考察する必要があると思われる。

第三は、第一の食糧問題と第二の農地改革の問題を統一的に把握する鍵として、農民運動・農政運動の分析が決定的に重要であることである。供出や農地改革をめぐる積極的に活動し、農村政治危機をもたらす程の勢力になった農民組合運動が何故農協等の農政運動にとって代られるのかを、農家経済の動向・農民意識の変化との関連で分析することが、戦後改革期農業問題の構造把握をする上での総括的分析という位置にならなければならないであろう。

われわれは、こうした作業、分析を通して戦後改革期農業問題の構造とその変化の歴史的意義を確定しようと考え、そしてそのことは同時に、その後現在に至る農業問題との歴史的関連をあきらかにする前提的作業なのである。

(1) 食糧制度の歴史的展開過程と今後の方向については、佐伯尚美『食糧制度——変質と再編——』東京大学出版会、一九八七年、を参照。

(2) 農政調査会『農地改革に関する諸論説』その(一)・(二)、一九五九年、を参照。なお拙稿「農地改革」(『日本史を学ぶ』5現代、有斐閣、一九七五年)で、農地改革研究の動向と論点について触れている。

(3) 体系的なものとして、食糧庁『日本食糧政策史の研究』——三巻、一九五一年、同『食糧管理史』総論I—III、各論I—V、各論別巻I—II、一九六九—七二年、があるが、研究論文としては、山崎春成「食糧危機とそれへの対応——戦後食糧政策小史(一)——」(大阪市立大学『研究と資料』一一号、一九六〇年)、同「食糧管理制度の実質過程(上)——戦後食糧政策小史(二)——」(同前、一四号、一九六一年)、栗木安延「戦後食糧危機に関する考察——占領改革の基礎過程——」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一九号、一九八五年)等、ごく限られている。

(4) (5) 農地改革資料編集委員会『農地改革資料集』第一巻、一九七四年、一五六頁。

(6) 同、一六五頁。

(7) 現在、筆者が主宰する大学院セミナーを基礎とする「農地改革研究会」では、埼玉県をフィールドとして戦後改革期農

業問題を新たな視角から実証的に分析する共同研究を行っている。本稿も、この共同研究の一環をなすものであるが、近い将来研究会として本格的な取組みを行う予定である。

- (8) 埼玉県議会図書室所蔵のものを利用させていただいた。
- (9) 筆者を含む前記研究会のメンバーによる共同作業である。
- (10) 前掲、『食糧管理史』各論Ⅱ、昭和20年代制度編、八二―八九頁。
- (11) 四六年八月末現在で北海道六七・八日、東京一七・六日の運配がみられたとき、埼玉はわずか〇・〇六日で全国で最低であった。前掲、『日本食糧政策史の研究』第三巻、二三八頁。
- (12) 前記『日本食糧政策史の研究』によっても、「二十年産米の生産高の統計それ自体の信用度が低」(二三七頁)いとされており、警保局の報告書「食糧危機の実情と問題点」(一九四六年五月九日)でも、「本年の実収報告には少なくとも五〇〇―六〇〇万石の嘘があることは常識論」としている。前掲、『食糧管理史』九三頁。
- (13) 供出率は一九四四年には六三・七%であったが、四五年五〇・〇%、四六年四四・一%、四七年四九・六%で農家保有量も増大している。前掲、山崎「食糧危機とそれへの対応」九六頁。
- (14) 栗屋憲太郎編『資料日本現代史』2 敗戦直後の政治と社会① 大月書店、一九八〇年、三八四―四五七頁には、そうした事例がいくつも挙げられている。
- (15) 前掲、『食糧管理史』一〇八頁。
- (16) もっとも前年一月末の全国の供出達成率は四一%であるから、四六年産米の供出は全体的に好調であったといえる。
- (17) 前掲、『食糧管理史』一九〇―一九一頁。
- (18) もっとも主食供給高は、全体として四七年より六五〇万石以上増加しており、絶対的不足とするわけにはいかない。前掲、『日本食糧政策史の研究』二六九頁。
- (19) 四七年産米一〇%供出者に限り、縁故者に一人一〇kgを限度として贈与することを認めた制度。
- (20) 肥料や衣料の特別配給を条件に、農家一戸当り三升の救済米を抛出させようとする制度。
- (21) 四六年産米の一月末供出達成率は七二・九%であったが、四七年産米は九〇・七%であった。
- (22) この「規則」では、居住区域外の農地の所有・耕作の現況を把握する第一号申告書、村内農地の所有、耕作の現況を把握する二号申告書の他、一九四五年一月二三日以降の耕作者の移動を把握する第三号申告書、四五年一月二二日以前の耕地の貸借関係を把握する第四号申告書の提出を義務付けており、これが地主の土地引上防止に果たした役割が大きいとされる。農地
- 委員会埼玉県協議会・埼玉県農業復興会議共編『埼玉県農地改革の実態』一九四九年、一二五頁。
- (23) 農民組合五十周年記念祭実行委員会『農民組合五十年史』御茶の水書房、一九七二年、三六八―二九六頁。
- (24) 四七年度一八九万トンであった輸入食糧は、四八年度一九三万トン、四九年度二六七万トンと増加する。前掲、『食糧管理史』五五二・五七九頁。
- (25) 栢間村での農地委員会を舞台とする地主・小作の深刻な対立は、農協設立をめくっても継続し、結局栢間農協(農民組合派)と栢間第一農協(地主派)に分立する。この事例は、戦後改革期農業問題の構造を考察する上で重要と思われるので、現在共同研究の一環として分析を進めつつある。
- (26) 占領軍の対日農業政策のあり方から、農地改革・食糧政策・農業団体政策の三分野の相互関連をあきらかにしようとした分析として、岩本純明「占領軍の対日農業政策」(中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年)がある。